

千葉県蘇我球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第7号

千葉県蘇我球技場条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県蘇我球技場条例施行規則（平成16年千葉県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号

千葉県蘇我球技場使用許可申請書									
(あて先) 指定管理者 次のとおり使用の許可を申請します。							年 月 日		
申請者	住所 団体名 氏名 連絡先電話番号 () 連絡先電子メールアドレス @				区分		時間	利用料金	
	使用目的					照明設備			
照度2,000ルクス									
				照度1,800ルクス					
				照度1,500ルクス					
				照度1,000ルクス					
				照度500ルクス					
				照度200ルクス					
使用日時	年 月 日				大型映像装置				
	時 分から				第1会議室				
時 分まで				第2会議室					
				第3会議室					
使用人数	フィールド	人			運営本部室				
	スタンド	人			審判員室 (室)				
使用区分	アマチュアが使用する場合			監督室 (室)					
	アマチュア以外が使用する場合			応接室 (室)					
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有	最高 円			第1更衣室				
		最低 円			第2更衣室				
<input type="checkbox"/> 無				第3更衣室					
区分				時間	利用料金				
アマチュアが使用する場合	フィールドのみ	一般				第4更衣室		シャワーを使用する場合	
		高校生・大学生				シャワーを使用しない場合			
		小学生・中学生				第5更衣室			
	フィールド及びメインスタンド	一般				第6更衣室			
		高校生・大学生				シャワー室 (室)			
		小学生・中学生				記者会見室			
フィールド及びスタンドの全部	一般				カメラマン控室				
	高校生・大学生				記者控室				
	小学生・中学生				ウォームアップ室 (室)				
スタンドのみ						多目的室 (1日単位)			
アマチュア以外が使用する場合	フィールドのみ						券売所 (1日単位) (室)		
	フィールド及びメインスタンド						来賓室 (1日単位)		
	スタンドのみ						放送室		中継放送をする場合(室)
	フィールド及びスタンドの全部 ※						(1日単位) 中継放送をしない場合(室)		
							合 計		

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察へ照会することがあります。

許可した後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第2号

第 号		千葉市蘇我球技場使用許可書				
申請者	住所		区分	時間	利用料金	
	団体名			照明設備	照度2,000ルクス	
氏名			照度1,800ルクス			
電話番号 ()			照度1,500ルクス			
			照度1,000ルクス			
			照度500ルクス			
			照度200ルクス			
使用目的			大型映像装置			
使用日時	年 月 日		第1会議室			
	時 分から 時間		第2会議室			
	時 分まで		第3会議室			
使用人数	フィールド	人		運営本部室		
	スタンド	人		審判員室 (室)		
使用区分	アマチュアが使用する場合		<input type="checkbox"/>	監督室 (室)		
	アマチュア以外が使用する場合		<input type="checkbox"/>	応接室 (室)		
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有	最高	円	第1更衣室		
		最低	円	第2更衣室		
<input type="checkbox"/> 無			第3更衣室			
区分		時間	利用料金	第4更衣室	シャワーを使用する場合	
アマチュアが使用する場合	フィールドのみ	一般		シャワーを使用しない場合		
		高校生・大学生		第5更衣室		
		小学生・中学生		第6更衣室		
	フィールド及びメインスタンド	一般		シャワー室 (室)		
		高校生・大学生		記者会見室		
		小学生・中学生		カメラマン控室		
	フィールド及びスタンドの全部	一般		記者控室		
		高校生・大学生		ウォームアップ室 (室)		
		小学生・中学生		多目的室 (1日単位)		
	スタンドのみ			券売所 (1日単位)(室)		
	アマチュア以外が使用する場合	フィールドのみ			来賓室 (1日単位)	
		フィールド及びメインスタンド			放送室 (1日単位)	中継放送をする場合 (室)
スタンドのみ				中継放送をしない場合 (室)		
フィールド及びスタンドの全部		※	合 計			

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

指定管理者



附 則

- 1 この規則は、令和5年2月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。